○国土交通省令第七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

第一条　船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、船舶復原性規則第一条の二」を削り、「穀類その他の特殊貨物船舶運送規則」を「特殊貨物船舶運送規則」に、「海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令」を「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、船舶安全法施行規則第十二条の二第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

第二条　船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成六年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条に次のただし書を加える。

ただし、同令第十二条の二第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

告示

○総務省告示第五百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月二十五日

総務大臣　原口　一博

(一)　政党の支部

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民新党衆議院比例区北陸信越第二支部	反り目弘國	小林　豊	長野県長野市大字高田字北条沖三七―二	二一、八、三

(ロ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党兵庫県衆議院比例区第一支部	泉原　保二	土倉　久人	兵庫県尼崎市東七松町一―一五―二〇	衆議院議員	二一、六、一〇

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ)　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
憲政維新塾	横山　嘉克	髙橋　直人	福島県福島市上鳥渡字小堀内東一九―六	二一、一〇、二六
皇陽義塾	神童　恒輝	西本　裕隆	大阪府大阪市浪速区恵美須東一―一六―九	二一、七、六
國防塾	岡田　拳孝	岡田　拳孝	大阪府大阪市西淀川区佃三―一八―一六	二一、九、一八
在日日本人総連合会照倫館	勝田　一芳	下斗米健史	静岡県富士宮市三園平七七九	二一、九、一六
新日本会総本部	若杉　武弘	鎌田　久志	東京都調布市下石原一―三八―一〇	二一、一一、一六
政治結社関西青年協議会本部	岡田　東行	井上　薫	大阪府大阪市西成区岸里東一―二―二	二一、九、一八
政治結社慶神塾	森　賢宏	大野　言佳	大阪府東大阪市御厨南二―一―三七	二一、九、一四
政治結社興国同志會	加茂　泰大	山形　強志	三重県鈴鹿市石薬師町一一八五―三	二一、一〇、二一
政治結社大日本光和塾	佐藤　光行	佐藤　光行	大阪府寝屋川市木屋元町二〇―六八	二一、一〇、二三
政治結社日本誠心会	弘田　満男	安福　浩美	東京都あきる野市雨間二二一―一	二一、一一、一八
政治団体国真会	大澤　髙明	小林　守信	大阪府東大阪市荒本新町二―一六	二一、一〇、五
政論党	溝口　隆男	溝口　隆男	群馬県前橋市住吉町二―三―二三	二一、六、一六
そのまんま会	東国原英夫	真方　宗一	兵庫県明石市上ノ丸二―一―二五―二	二一、一〇、三〇
大志会	横張　淳一	原田　知紀	宮崎県宮崎市広島二―一二―一七	二一、四、二一
大日本義正会	中川　和明	松本　耕成	千葉県柏市篠籠田一二八五―二	二一、七、一〇
WHO―JF議員連盟	小林　榮一	日裏　陽一	三重県多気郡明和町大字斎宮三六四一―二七	二一、六、二二
ドラゴン自由党	北潟谷　綜	北潟谷　綜	東京都中央区銀座一―一二―四	二一、八、一七
日本この手で何とかする運動	上甲　晃	上甲美代子	東京都千代田区鍛冶町一―二―一四	二一、三、六
日本生活安全協議会	牧　鷹儀	吉岡　昭典	大阪府堺市南区若松台三―三―一七	二一、一〇、一九
三宅藤原氏族会	三宅　英雄	三宅　英雄	大阪府豊中市庄内栄町三―一四―一	二一、七、二四
村上学園	村上　一男	村上　京子	群馬県邑楽郡大泉町中央二―一〇―一九	二一、一〇、一
明洛塾	幸山　宏	橘　伸幸	東京都豊島区南大塚一―五八―七	二一、一一、九

(ロ)　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
大けやきの会	原田　令嗣	原田昇太郎	東京都千代田区永田町二―一七―一〇	衆議院議員	二一、一一、五
勝海会	水野　智彦	木沢　良一	千葉県勝浦市墨名七九七―一	衆議院議員	二一、一〇、二八